

第 25 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成 29 年 9 月 27 日 (水)

熊谷市農業委員会

## 第25回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年9月27日(水) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年9月27日(水) 午前10時46分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	欠	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	欠	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 くまがや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に伴う協議について

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第25回農地部会を開会いたします。

本日の遅参委員は、9番閑野高広委員、11番川田久夫委員の2名、欠席委員は、14番鈴木吉明委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議 長 議長一任の声がありましたので、15番茂木友秀委員、16番手嶋茂春委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第25回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 くまがや農業協同組合の農地利利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に伴う協議について

以上、6件ですので、よろしく御審議願います。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方には出席をお願いしております。このため、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 最初に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号597から618の22件であります。まず全体の説明となりますが、総筆数は32筆、総面積は46,547㎡で、田は19筆27,401㎡、畑は13筆、19,146㎡、賃貸借は19筆、29,211㎡、使用貸借は13筆、17,336㎡、設定の期間は、3年未満が7筆、9,814㎡、3年以上6年未満が22筆、34,812㎡、6年以上が3筆、1,921㎡、設定の区分は、新規の計画が14筆、17,448㎡、再設定の計画が18筆、29,099㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、6件で15,155㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、9件で15,799㎡となっております。また、新規就農者の借り受けは3件で5,526㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、10件で全体の約45%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、4件で10,067㎡となっております。

以上、22件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、新規就農の案件、議案番号605から607について説明します。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、渡人氏名、受人氏名、権利、経営面積、借賃並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

資料7ページの営農計画書をご覧ください。申請人は市内○○○在住で昭和○○年生まれの○○歳です。新規就農した理由につきましては、農地を取得する予定があり、今までは農業委員会を

通さず相対で借りて耕作していましたが、今回改めて農業委員会を通して利用権設定をすることになりました。経営の特色としてはネギを中心とした露地野菜を作付しており、今後もネギを中心とした露地野菜を作付したいとのことです。農業経験年数は6年の経営実績があります。資料8ページの経営規模、経営形態については営農計画書のとおりです。基本装備についてはトラクター2台、軽トラック2台、ネギ皮むき機1台と基本的な装備があります。

利用権設定後における作付計画については本人から説明を行います。

議長 議案番号605から607については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料7ページもあわせて御覧ください。それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○氏、妻の○○○○○氏 入室]

議長 本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。  
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 (○○氏) 5年前から始めてネギが主力でブロッコリー、キャベツ、枝豆を順番に作っています。ネギは大体4,500㎡を毎年作っています。出荷先は妻沼の市場にネギを出荷し、その他の野菜は野菜広場という近所に販売所があり、そこに出しています。ネギの苗は種まきを1月20日頃から1月、2月、3月と順次まいて、4月終わり頃から植えつけし、消毒したりして11月初めに出荷しています。その間に野菜の種まきをしています。

機械はトラクター2台、動噴機、管理機、農業を行う機械は大体そろっています。

経費について、種代とかいろいろありますが、種代は今年はひっぱりをやろうと思っています。全部ではないが、反当り15万円くらいかかるので全部で30万円、農機具の修理費20万円、農薬費は害虫が非常に発生しており、何回も消毒しなくてはならないので、かなり費用が掛かっています。40万円くらいはみています。肥料が20万円、修繕費は車が軽トラとバンがあり、車検が今年2台あるのでそれもみています。ネギの4,500㎡、1,000㎡にブロッコリー、キャベツ、枝豆を作っています。

議 長            どうも御苦勞様でした。ここに資料がありますので、これに基づいて委員の皆さんには質疑等をお願いします。  
                    質疑、意見等ございませんか。

茂木委員        ○○さんとは隣畑なので、よく知っています。ネギは生産額が○○○○円になっていますが、ここ2年相場がよかったのでこの金額でよろしいでしょうか。

申請人            そうです。間違いありません。  
(○○氏)

茂木委員        ○○さんは腕がいいので、いいネギを作っているとの話を聞いています。健康に気を付けてよろしく頑張ってもらいたいです。

中川委員        ○○さんは私の地元なので補足説明をさせていただきます。前回相談があり、妻の実家に兄がいて、その農地を○○さんに贈与か売買かわかりませんが、譲る話がありました。今まで農家を6年やっていましたが、相対で地主と借主で貸借を行っていたため、農業委員会の農地台帳に入っていませんでした。新規就農は45歳ということがある訳ですが、○○さんは年齢的に○○歳代ではありますが、農地を取得するためには新規就農してもらうということになりました。作付地は家から5分くらいで作業するにもいいところです。この近くには昔から農家の人を持っていた農地が耕作放棄地や保全管理の土地がたくさんあります。○○さんが農地を借り受けて露地野菜を作ってくれるとのことで助かっています。今後安定すれば経営面積を増やしたいとの意見も聞いています。ご理解いただくようお願いいたします。

議 長            他に、質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議 長            他に、質疑、意見等も無いようです。  
                    本日は、大変御苦勞様でした。  
                    申請人は退室してください。

[申請人 ○○○○氏、妻の○○○○○氏 退室]

議 長            それでは、議案番号605から607について、質疑、意見等を求めます。  
                  質疑、意見等ございませんか。

                  （ 「なし」 の声 ）

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号605から607について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

                  （ 挙手 全員 ）

議 長            挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長            次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号605から607の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

                  議案番号605から607以外について、質疑、意見等を求めます。

                  質疑、意見等ございませんか。

                  （ 「なし」 の声 ）

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号605から607以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

                  （ 挙手 全員 ）

議 長            挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長            次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。



事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1の案件につきましては、譲渡人と譲受人は同一農業経営体内の孫と祖母の関係にあります。譲渡人である孫が、譲受人である祖母の扶養を果たさなかったため、孫が亡父から相続した農地を祖母へ贈与するという案件となります。こうした内容でも農地の権利移動に該当するため、農業委員会の許可が必要となります。平成29年9月8日、松本委員、松崎委員、事務局森田主査、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、申請地○○○㎡の売買価格は、○○○○円です。平成29年9月14日、木部委員、小林委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、申請地○○○㎡の売買価格は、○○○○円です。平成29年9月14日、木部委員、小林委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 次の議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。それでよろしいですか。

( 異議なし の声あり )

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15については、2つの議案を1枚にまとめた別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第5条の議案番号15は、農地区分は1種農地、農振除外は平成6年10月27日、平成29年9月8日計画者変更、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。駐車場75台分で、敷地拡張後の面積は、14,115.87㎡です。

譲受人は、包装フィルム製品の製造、印刷、ラミネート加工等を行っている法人です。近年、食品業界から包装フィルム材料の要望が急増し、工場敷地内に新たに大型印刷機械の導入計画があ

り、工場敷地が手狭となってしまうことから、工場敷地内のインクタンクの置場や従業員駐車スペースが確保できなくなるため、今回の申請に至りました。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 ○○○○○○○は二十何年前からか○○に保育園があり、その○に工場を持っていて、工場だけかと思っていたが、今回計画変更が出てきた。気になったので、議案審査会の時に売買価格を見てみたら、かなり高額だった。市の固定資産税や税金全部はちゃんと納付されているのでしょうか。

事務局 税金の状況についてですが、確認して、次回の時にご説明させていただきたいと思います。収納状況は確認しておりませんので、確認して説明をさせていただきたいと思います。

夏目委員 平成6年に○○○○○○○○が工場敷地拡張で許可を取ったところですよ。○○○○○○○○は今でも存在していて、かつ、許可取ったところは別の会社である○○○○○○○○○○○○と隣接しているという考え方でいいのか。

事務局 ○○○○○○○は現在工場は稼働していませんが、本社が東京にあり、現在の工場敷地には会社の資材が置いてある状況です。申請地は○○○○○○○○が敷地拡張で取得し、申請地の東側に○○○○○○○○○○○○の工場敷地があります。○○○○○○○○○○○○は工場敷地に印刷機の導入予定があり、駐車場、資材置場が不足してしまうため、申請地に従業員の駐車場と資材置場を確保する計画となっております。

夏目委員 現地は平成6年の許可条件のとおり使っているのか。

事務局 ○○○○○○○は平成6年に許可を取りましたが、現状造成しておらず農地、田のままです。○○○○○○○○が当初工場敷地拡張の計画がありましたが、バブル崩壊により、経営の状況が変わりまして、本来工場を建てる計画を海外に生産拠点を移す計画に切り替わったため、工場の拡張は行わず、現状は農地のままです。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。  
議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

議 長 挙手、多数です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15以外についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建、その他概要は記載のとおりです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号4は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号、建築物は木造2階建で雑種地を含めた全体面積は605㎡です。申請地は雑種地を含めると605㎡となりますが、旗竿地の形状になっております。住宅への進入路部分が130㎡を占めており、進入路以外の住宅敷地とすると500㎡の範囲内となります。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。  
議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。  
議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建です。  
譲受人の法人は、障害者の就労支援や生活支援を行っております。  
現在あるグループホームが老朽化したため、新たな施設用地を探していたところ、譲受人のケアホームに隣接する申請地を譲ってもらえることになったため、申請に至ったものです。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は鉄骨造平屋建の店舗で敷地拡張後の面積は1,726.08㎡です。譲受人の法人は、市内〇〇で酒や米、飲料を販売する店舗を営業しております。現在の店舗では駐車場敷地が不足していたため、現在の店舗敷地と隣接する申請地と宅地を含めて店舗敷地を拡張し、建て替えを行いたいとの計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は228.25㎡です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は453.63㎡です。

議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物は既設物置が1棟、敷地拡張後の面積は477.36㎡です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.5kwです。

議案番号14は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年6月9日、敷地拡張後の面積は96,251.82㎡です。譲受人の法人は公共工事に使用されるコンクリート製品を製造販売しております。申請地は譲受人の〇〇〇〇にある〇〇〇工場の資材置場と河川の堤防に囲まれております。コンクリート製品は高速道路のトンネル等に使用されるもので大型の製品です。資材置場の敷地は9万㎡を超えるかなり広い敷地ですが、大型の製品が大量に置かれていることを現地で確認しております。

議案番号16は、農地区分は2種農地です。譲受人の法人は土木建設業及び給排水設備工事業を営んでおります。受注を拡張するには現在の資材置場が手狭になってきたため、申請地を資材置場として利用し、土、砂、碎石等を置きたいとの計画です。

議案番号17は、農地区分は2種農地です。譲受人の法人は送電線路工事業を営んでおり、業務量増加により現在使用している資材置場では手狭になってきたため、会社からもほど近い申請地を送電線工事用の安全柵や単管パイプ、コンクリート塊等の置場として使用したいとの計画です。

議案番号18は、農地区分は2種農地、駐車場は22台分です。譲受人の法人は〇〇〇〇〇を運営しています。園児の送迎時や幼稚園の行事等の際には駐車場が不足してしまうため、幼稚園敷地から道路水路を挟んだ隣接する申請地を駐車場として確保したいための申請です。

議案番号19は、農地区分は2種農地、車両は4台分です。譲受人は申請地に隣接する山林を所有しています。所有する山林を太陽光発電敷地にする計画があり、申請地に太陽光パネルは設置しませんが、メンテナンス業務やパネル洗浄等管理業務の際の車両置場や作業スペースとして申請地を利用し、太陽光発電敷地と一体で利用したい計画です。太陽光発電は譲受人が会長を務める法人が発電事業者として行う計画であり、譲受人は山林の敷地を法人に貸す形のため、貸資材置場となっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号15以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

議 長 次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、議案書に記載された内容のうち、譲受人の氏名、譲渡人の氏名、申請地の地番、公簿地目、面積、目的、転用期間、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1について、申請地の隣接地に〇〇〇〇〇〇の無線基地局が平成10年に設置されましたが、年数も経過しており、施設の老朽化を防ぐための塗装工事を行うものです。申請地にはポリエチレン製安全敷板を敷いて、仮設事務所、従業員駐車場、資材置場として使用する計画です。

議案番号2について、送電線鉄塔敷地は全面舗装されておらず、毎年除草作業をしていましたが、コンクリート舗装工事を行い作業の効率化、除草作業をなくすための工事です。申請地に鉄板を敷いて、工事車両を置く計画です。

議案番号3について、譲受人は群馬県太田市と熊谷市妻沼小島地区の境を流れる一級河川石田川の堤防工事を行う計画です。堤防工事を行うにあたり、工事箇所に入り組むための道路がないため、申請地を工事車両の搬入路として使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。  
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号くまがや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に伴う協議についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が議案第6号くまがや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に伴う協議について議案書を朗読】

初めにまず、この手続きについてご説明いたします。農地利用集積円滑化事業とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図ることですが、農業協同組合がこの事業を行おうとするときは、農地利用円滑化事業規程を定め、市町村の承認を受けなければならないと農業経営基盤強化促進法第11条の11に定められています。議案中の農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項についてですが、規程の変更をしようとするときは、市町村の承認を受けなければならない。と規定されているのが、第11条の12第1項でありまして、熊谷市へ変更の承認申請が出されました。また、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規程ですが、市町村が規程の承認をしようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならない。と規定されているのが、第11条の11第4項でありまして、農業委員会に協議がだされたものです。

**【議案書24ページ農地利用円滑化事業規程について概要説明】**

こちらは変更後の「農地利用円滑化事業規程」の全文をのせてあります。事業実施の基本方針の第1条から、30ページの未墾地の取得の第24条で定められています。今回、規程の中で変更になるところですが、資料の10ページの新旧対照表をご覧ください。

**【資料の新旧対照表を朗読】**

今回、変更になるところは、今までは「県農業会議」となっていた部分が、農業委員会等に関する法律が改正され、「埼玉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に変わったため、それにあわせて、この部分だけの文言を変更するものです。

議 長                    事務局の説明が終わりました。  
                              本案件について、質疑、意見等を求めます。  
                              質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議 長                    特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号くまがや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請に伴う協議について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）



議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

( 発言なし )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農地係長

主査

主査

主査

農業振興課主事

大里行政センター主査

増田 啓良

渋澤 薫

大沢 昌徳

新井 良和

高橋 智浩

上田 彩香

森 佳一

平成29年9月27日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

---

議 長 木 村 進

---

署名委員 茂 木 友 秀

---

署名委員 手 嶋 茂 春

---